

## 東日本大震災被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例取扱基準

茅ヶ崎市介護保険規則（平成12年茅ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）附則第2項の規定による居宅介護サービス費等の額の特例に関し、必要な事項を次のとおり定め、施行する。

### 1 対象者

規則附則第2項に規定する被災被保険者は、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和6年2月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）別紙1の1に定める者とする。

### 2 介護給付等の支給割合

規則附則第2項に規定する市が定める割合は、100分の100とする。

### 3 適用期間

規則附則第2項に規定する期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとする。ただし、令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和6年3月1日から令和6年9月30日までとする。

#### 改正文

平成31年3月1日から適用する。ただし、同日前に行われた介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る介護給付又は介護予防給付については、なお従前の例による。

#### 改正文

令和2年3月1日から適用する。

#### 改正文

令和3年3月1日から適用する。

#### 改正文

令和4年3月1日から適用する。

#### 改正文

令和5年3月1日から適用する。

改正文

令和5年3月7日から適用する。

改正文

令和5年3月30日から適用する。

改正文

令和6年3月1日から適用する。